

令和8年2月市議会 総務委員会資料

第28号議案 長崎市公告式条例等の一部を改正する条例

目次	ページ
1 概要	2
2 条例改正の背景	2
3 条例改正について	3～4
4 新旧対照表	5～9
5 附則	10

総務部・財務部
令和8年2月

1 概要

市民等の利便性の向上及び職員の事務の効率化を図るため、条例の公布などを、長崎市の公式ホームページ上に設ける「**電子掲示場**」において行うこととするもの

2 条例改正の背景

(1) 現状

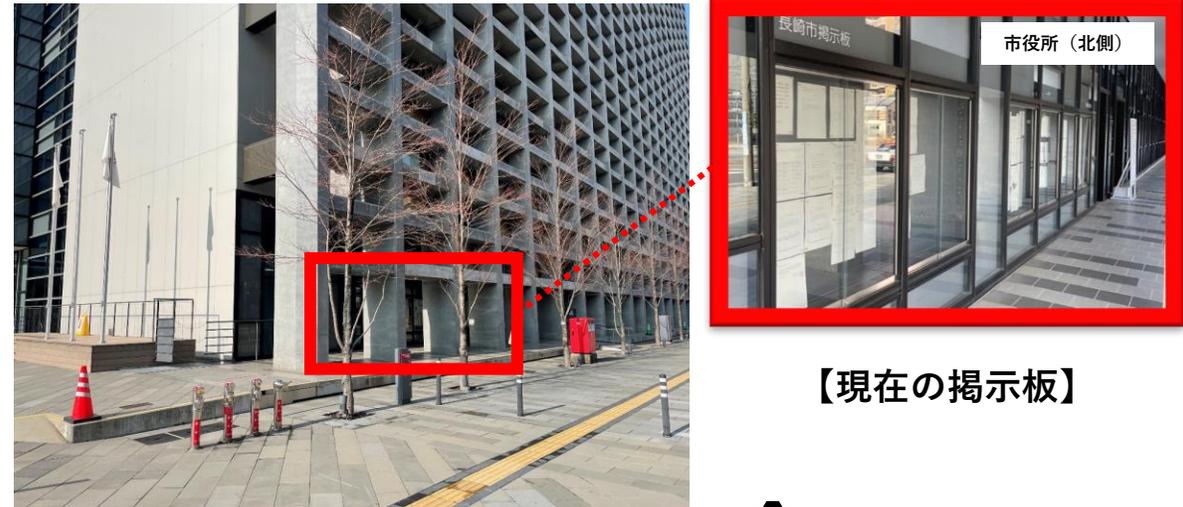
現在、条例や規則等の公布、税関係を含む告示、公告などの公示は、「市役所に設置している掲示板上、書面で掲示する」方法で行っている。

(2) 課題

- 市役所にある掲示板上に書面で掲示しているため、「直接出向いて足を運ばなくてはならない」、「どこに何が掲示されてあるのかわかりづらい」などといった状況がある。
- 年間1,200件を超える文書を掲示しており、これらの文書の印刷や押印、掲示板への掲示など、一定の職員の事務負担も生じている。

(3) 国における動きについて

- 国の法令や公示事項を掲載する「官報」についても、法律が整備され、令和7年4月1日に電子化がなされた。
- 書面での掲示を見直すため、行政手続法、地方税法などの多くの法律が改正され、令和8年度以降順次、公示の電子化が進められている。



【現在の掲示板】



3 条例改正について

(1) 改正内容

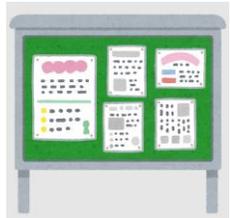
条例の公布等の方法を、長崎市の公式ホームページ上に設ける「**電子掲示場**」で行うこととする。

ただし、災害などにより電子掲示場が使えない場合は、現在の市役所に設置している掲示板も使うことができるものとする。

※ インターネットを閲覧できる環境にない方のため、市役所1階の市政資料コーナー内に電子掲示場を閲覧できる端末を設置する。また、申出に応じて書面での閲覧にも対応する。

【現行】

掲示板での書面の掲示



【改正後】

電子掲示場での掲示



市政資料コーナーに設置する
パソコン画面での表示



(2) 改正する条例

ア 長崎市公告式条例	イ 長崎市税条例 [※]
ウ 長崎市行政手続条例 [※]	エ 長崎市監査委員条例

※ 地方税法、行政手続法が改正され、それぞれの事務における公示の方法が見直されたことに伴い、法に従い同様の措置を講じる必要があるが、今回の条例の改正により、法の改正内容を満たすものとなる。

(3) 改正による効果

ア 市民や事業者などの利便性向上

長崎市の公式ホームページ上で条例の公布等の内容が確認可能となり、市民等の利便性向上につながる。

イ 職員の業務効率化

年間1, 200件以上の条例の公布等の事務処理において、「印刷」、「押印」、「掲示・撤去」などが不要となり、紙の使用量も削減される。

(4) 施行期日

【施行期日】令和8年5月21日

行政手続法を含む多くの法律において公示の方法が見直され、令和8年5月21日から全国的に施行されるため、長崎市行政手続条例の改正は、同日までに施行させる必要がある。

長崎市としても、法律改正と同様の趣旨で今回の見直しを行うものであり、他の関連する条例も同日に施行させることが、市民等にとって最もわかりやすいと考え、令和8年5月21日を施行期日とした。

※ なお、長崎市税条例は、地方税法の一部を改正する法律の施行期日までに施行させる必要があるが、現時点で当該法律の施行の日が確定していないため、当該施行の日又は令和8年5月21日の早い日を施行期日とする。

	令和8年 2月	3月	4月	5月
条例改正手続	● 議案提案	→		● 5/21 運用開始
周知			→ ホームページ 公式LINE	● 広報ながさき 5月号

(5) 改正前後のイメージ

【現行】



※市役所の掲示版

【改正後】



※電子掲示場のイメージ
(長崎市公式ホームページ上)



※閲覧用端末の設置イメージ
(市役所1階市政資料コーナー)

4 新旧対照表

(1) 長崎市公告式条例

新	旧
<p>(条例の公布) 第2条 [略] 2 条例の公布は、<u>市のホームページに設置した電子掲示場</u> <u>(以下この条において「電子掲示場」という。)</u>に掲示して 行う。<u>ただし、天災その他やむを得ない事情により電子掲示</u> <u>場への掲示ができなくなったときは、市役所前の掲示場に掲</u> <u>示して行うことができる。</u> 3 <u>前項の規定により電子掲示場に掲示を行うときは、併せて、</u> <u>市役所に設置した電子計算機の映像面で電子掲示場の閲覧を</u> <u>することができる措置をとるものとする。</u> (規程の公表) 第4条 [略] 2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項の規程に準用する。</p>	<p>(条例の公布) 第2条 [略] 2 条例の公布は、<u>市役所前の掲示場に掲示して行う。</u> [新設] (規程の公表) 第4条 [略] 2 第2条第2項の規定は、前項の規程に準用する。</p>

(2) 長崎市税条例

新	旧
<p>(公示送達) 第9条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を市役所前の掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p> <p>(所得割の課税標準) 第23条 [略] 2・3 [略] 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第25条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他省令に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>5・6 [略]</p>	<p>(公示送達) 第9条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>長崎市公告式条例（昭和26年長崎市条例第41号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</u></p> <p>(所得割の課税標準) 第23条 [略] 2・3 [略] 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第25条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他<u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）</u>に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>5・6 [略]</p>

(3) 長崎市行政手続条例

新	旧
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法によって行うことができる。</u></p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を市長等が定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を市役所前の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>[新設]</p>

新	旧
<p>(代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。 2～4 [略] (続行期日の指定) 第22条 [略] 2 [略] 3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。 (聴聞に関する手続の準用) 第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。</p>	<p>(代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。 2～4 [略] (続行期日の指定) 第22条 [略] 2 [略] 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>)」と読み替えるものとする。 (聴聞に関する手続の準用) 第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。</p>

(4) 長崎市監査委員条例

新	旧
<p>(公表の方法) 第8条 監査委員が行う公表は、<u>長崎市公告式条例（昭和26年長崎市条例第41号）第2条第2項に規定する電子掲示場</u>に掲示して行わなければならない。</p>	<p>(公表の方法) 第8条 監査委員が行う公表は、<u>市役所前の掲示場</u>に掲示して行わなければならない。</p>

5 附則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条及び第3条並びに次項、附則第5項及び附則第6項の規定 令和8年5月21日
 - (2) 第2条並びに附則第3項及び附則第4項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日（以下「改正法施行日」という。）又は前号に定める日のいずれか早い日

(公告式に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の長崎市公告式条例の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後にする公布又は公表について適用する。

(公示送達に関する経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の長崎市税条例（以下「新条例」という。）の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）以後にする公示送達について適用し、2号施行日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(公示送達に関する調整規定)
- 4 2号施行日が改正法施行日前である場合には、改正法施行日の前日までの間における新条例第9条の規定の適用については、同条中「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）第1条の8第1項に規定する」とあるのは、「送達すべき書類を特定するために必要な情報、その送達を受けべき者の氏名及び市長がその書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を市長が定める」とする。

(聴聞の通知の方式に関する経過措置)
- 5 第3条の規定による改正後の長崎市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例第22条第3項（同条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において準用する場合を含む。）の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後にする聴聞の通知について適用し、同日前にした聴聞の通知については、なお従前の例による。

(長崎市監査委員条例の一部改正)
- 6 長崎市監査委員条例（昭和39年長崎市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条中「市役所前の掲示場」を「長崎市公告式条例（昭和26年長崎市条例第41号）第2条第2項に規定する電子掲示場」に改める。